

平成24年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガントウエンティワン
代 表 者 名 代表取締役社長 阿知羅 英夫
(東証第二部・コード9029)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長
中橋 俊和
(TEL : (06-6945-5611))

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を制定しておりますが、平成24年5月11日開催の取締役会において一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定の趣旨は、内部通報制度の実効性を高めるために通報先を明確化するものであり、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営基本方針並びに経営理念を経営の拠り所とする。

【経営基本方針】

「安全」と「安心」を大切にして物流事業を通じ社会に奉仕する私達ヒガシ21

【経営理念】

3つの使命を胸に株主価値を高め、社会に貢献できる会社を目指します。

1. 商品・サービスの使命

顧客・荷主の満足する物流サービスを提供し、信頼の向上に努めます。

2. 社会的使命

よき企業市民として社会のルールを守り、地域に貢献、環境保全に取り組みます。

3. 経済的使命

社会、株主、社員の繁栄を図るため、常に経営基盤の強化・安定を図って参ります。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ、以下の「知行基準」を日頃の業務運営の指針とする。

【知行基準】

5つの成長の原理を巡らし、知恵の創造と行動により自己と事業の成長を図ります。

1. 創造・忍耐の原理・・・現状維持では衰退する。発展に向け創造力を高め継続する。

2. 成長限界の原理・・・成長限界点に達する前に新たな事業取組みを行なう。

3. 並列進行の原理・・・複線での事業展開を行なう。

4. 条件適応の原理・・・顧客サイドに立ったニーズをキャッチする。

5. 分離・再結合の原理・・・問題点を発見し、要素を分解して再度組み立て問題解決する。

2. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置すると共に、「法令遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、役員及び社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務運営にあたるよう、研修等を通じ周知徹底を図っている。

また、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、監査室長、法務室長に通報しなければならない。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、運輸・倉庫を主業務としており、安全第一を優先する考え方に立っている。各営業所では事故・違反ゼロに向け、毎月「安全会議」を開催して所属員の情報連携と意識高揚に努めており、本社では「安全対策室」を設置し、監査室と連携して各営業所の定期監査を実施し、防犯と安全に向けたチェックと指導を行なっている。

なお、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が会社全体を統括して危機管理にあたり、平時においても、各部門が有するリスクを洗い出し、そのリスク軽減等に取り組むこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、取締役の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するとともに、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制度を導入し、毎月2回経営会議を開催して、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組んでいる。

なお、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行なう。

また、情報の管理のうち、個人情報保護については、既に定めている個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報管理規程等に基づき対応しており、業務上の機密情報の保存・管理については、文書管理規程等に基づき一層の管理体制の強化に努めるものとする。

6. 監査役を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は監査役と協議のうえ合理的な範囲内で配置する。

同使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

7. 監査役への報告体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに社長並びに監査役に報告する。

監査役は必要に応じ監査室と連携・情報交換して職務にあると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

また、監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員等にその説明を求めることとする。

なお、監査役全員から構成される監査役会を設置しており、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の取り扱い」を定め、関係諸規程の整備、役員及び従業員の意識向上、内部監査制度の充実に努め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な内部体制整備を推進し、その適切な運用・管理に努める。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して被害防止の体制整備を図ると共に、法令遵守マニュアルに明文化して社内の周知徹底を行なう。

制定：平成18年5月9日 取締役会決議

改定：平成21年9月11日 取締役会決議

改定：平成24年5月11日 取締役会決議

以上